

令和4年度 第15回庁議要旨

日時：令和4年11月7日（月）

午前9時40分～午前10時05分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 石巻市かわまち交流広場の設置について（産業部）

石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とするべく、かわまち交流拠点整備事業として整備を進め、現在までにかわまち交流センター、かわまち立体駐車場、かわまちバス駐車場及びかわまち交通広場の整備が完了し、供用開始している。

（仮称）かわまち交流広場が令和5年3月に完成することから、石巻市かわまち交流拠点条例に位置付け、適切な管理・運用を図る。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名称 石巻市かわまち交流広場
所在地 石巻市中央二丁目306番
施設規模 敷地面積 1,897.24㎡
施設機能 ベンチ、屋外ステージ、噴水など

イ 利用時間

終日開放（年中無休）

※営利目的の利用については、午前9時から午後9時までとする。

※噴水については夏季限定の運用とする。

ウ 使用料

利用区分		1日当たりの使用料
営利を目的としない利用		無料
営利を目的とする利用	全部利用	南広場 5,000円 北広場 2,000円
	一部利用	利用面積1平方メートルにつき10円
電源（コンセント）の利用		1口につき500円

【算定根拠】

全部利用については石巻市都市公園条例の通常利用単価1㎡あたり6円を、一部利用については、キッチンカーなどの設置が想定されるため、同条例の占用単価1㎡あたり10円を参考にした。

また、全部利用の算定にあたり、千円未満の端数については、市民や団体に広く利用してもらう趣旨から切り捨てることとした。

- ・南広場 貸出面積約850㎡×参考単価6円＝5,100円 ※100円を切り捨て
- ・北広場 貸出面積約400㎡×参考単価6円＝2,400円 ※400円を切り捨て
- ・電源使用料については県内類似施設（岩沼駅前広場）を参考にした。

エ 利用申込み

イベント等で利用する場合、原則として利用期日の3か月から3日前までに申し込む。

オ 運営方法

指定管理を行わせることができる施設とする。

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

令和5年 2月 令和5年市議会第1回定例会に指定管理者の指定について提案

3月 かわまち交流広場の完成

指定管理に係る変更基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結

供用開始

[報告事項]

1 指定管理施設電気料金支援事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）（総務部）

新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻等の影響に伴い、原油等の燃料価格が高い水準で推移しており、その結果、電気料金が高騰し、事業者の負担となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響により、光熱水費等に対する費用負担が増加している事業者の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

指定管理施設電気料金支援事業

小売電気事業者から高圧又は特別高圧の電力供給を受けている28施設23指定管理事業者に対して、令和4年4月分から12月分までの任意の1ヶ月の使用電力量に応じ、以下の金額の支援金を支給する。

	1ヶ月の使用電力量		支援金額
①	1kwh以上	2万kwh未満	200千円
②	2万kwh以上	4万kwh未満	450千円
③	4万kwh以上	6万kwh未満	700千円
④	6万kwh以上		1,000千円

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

指定管理施設電気料金支援金交付要綱制定

（施行予定年月日：公布の日から施行）

事業開始（周知、申請受付）

2 石巻市庁舎駐車場等キャッシュレス化事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）
（総務部・産業部）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、石巻市庁舎駐車場等における料金精算時についても、感染予防のために接触機会を減少させる必要がある。

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないことから、料金精算機を非接触型電子決済サービス対応機に更新し、感染予防対策の強化を図る。

(1) 主な内容

対象施設及び事業内容

- ・ 石巻市庁舎駐車場
非接触型電子決済サービス対応出口精算機及び発券機の導入
- ・ 石巻市立病院立体駐車場
出口精算機の非接触型電子決済サービス対応精算機への改修
- ・ 石巻市かわまち立体駐車場
出口精算機及び事前精算機の非接触型電子決済サービス対応精算機への改修

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案
 設備更新及び修繕業務発注
 令和5年 2月～3月 更新

3 石巻健康センター男女更衣室ロッカー更新事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）
（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、不特定多数が共用する石巻健康センター「あいプラザ・石巻」の男女更衣室に設置しているロッカーについても、感染予防のための措置を講じる必要がある。

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないことから、感染症対策に対応した抗菌ロッカーに更新し、感染予防対策の強化を図る。

(1) 主な内容

1 更新設備

着替えロッカー

設置場所	設置台数
男子更衣室	66台
女子更衣室	96台
計	162台



設置場所	設置台数
男子更衣室	6人用・11台
女子更衣室	6人用・16台
計	27台

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案
 令和5年 1月～ 発注・更新

4 医療機関等に対する物価高騰対策支援事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）

（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻等の影響に伴い、原油等の燃料価格が高い水準で推移しており、その結果、電気料金が高騰し、事業者の負担となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響により、光熱水費等に対する費用負担が増加している市内医療機関等の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

ア 交付対象者

申請日時点において、市内に所在する保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）又は助産所を運営する事業者

※地方公共団体が直接運営を行う診療所は除く。

イ 支援金の額

施設区分	支援金額
20床以上の病院	15千円/床
診療所（有床）	300千円
診療所（無床）	100千円
薬局	50千円
訪問看護、助産所	50千円

ウ 交付回数

1事業者につき1回限り。

エ 申請受付期間（予定）

令和5年1月中旬～令和5年2月下旬

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

令和5年 1月 石巻市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱制定

（施行予定年月日：令和5年1月1日）

事業開始（周知、申請受付）

5 石巻市ささえあいセンター感染症対策事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）

（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、現在新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場としている石巻市ささえあいセンターにおいても、今後の一般利用の再開も見越しながら感染予防措置を徹底する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないことから、顔認証サーマルカメラ等を導入し、感染予防対策の強化を図る。

(1) 主な内容

ア 事業内容

顔認証サーマルカメラ及び自動アルコール噴霧器（スタンド付き）設置

イ 設置場所

1階エントランス及び2階ロビー部分に各1台設置援金を支給する。

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

令和5年 1月 顔認証サーマルカメラ及び自動アルコール噴霧器設置

6 高圧電力利用事業者電気料金支援金事業の実施について（新型コロナウイルス感染症対策）

（産業部）

新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻等の影響に伴い、原油等の燃料価格が高い水準で推移しており、その結果、電気料金が高騰し、事業者の負担となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響により、光熱水費等に対する費用負担が増加している事業者の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

高圧電力利用事業者電気料金支援金

小売電気事業者から高圧又は特別高圧の電力供給を受けている事業者に対して、令和4年4月分から12月分までの任意の1ヶ月の使用電力量に応じ、以下の金額の支援金を支給する。

	1ヶ月の使用電力量		支援金額
①	1kwh以上	2万kwh未満	200千円
②	2万kwh以上	4万kwh未満	450千円
③	4万kwh以上	6万kwh未満	700千円
④	6万kwh以上		1,000千円

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱制定

（施行予定年月日：公布の日から施行）

事業開始（周知、申請受付）

7 旧北上川左岸不動町二丁目地内の河川事業用地の有効活用について（建設部）

旧北上川河口部は東日本大震災により国が河川堤防の復旧・復興事業を進め令和3年度に完成したが、復旧・復興事業に伴い国が整備した河川事業用地の有効活用について打診があり、覚書を締結した。

当該土地について、各種イベントや集会、駐車場等として有効活用を図る。

(1) 主な内容

- ア 名 称 旧北上川左岸不動町二丁目地内河川事業用地
イ 所 在 石巻市不動町二丁目地内
ウ 面 積 約4, 280㎡
エ 使用手続き 市に対し使用願の提出が必要。なお、使用願は使用日の3か月前から受け付ける。
オ 使用者範囲 石巻市民に限らず誰でも使用可能
カ 使 用 料 無料
キ 利 用 時 間 制限無し。ただし、早朝や夜間に使用する場合は、近隣居住者等への配慮が必要。
ク そ の 他 災害等に伴う対応、国・県・市による活動及び行事を優先する。

(2) 今後の予定

令和4年11月 市ホームページ等により周知

【その他】

- ・原子力防災訓練及び総合防災訓練における職員協力の御礼、Jアラート吹鳴時の対応について（総務部危機管理監）
- ・市政功労表彰式出席の御礼について（総務部）
- ・環境フェア2022の開催について（市民生活部）

以上